

生殖医療専門医制度細則

【第1章 専門医の審査と登録】

- 第1条 専門医の認定を申請する者は、次の各号のすべてを満たすものとする。
- (1) 日本の医師免許を有する者。
 - (2) 産婦人科専門医あるいは泌尿器科専門医であり、通算5年以上日本生殖医学会（以下この法人）の会員である者。
 - (3) 生殖医療の臨床研修を通算5年以上受けた者で、かつ別項に定める生殖医療臨床研修施設で3年以上の臨床研修を行なった者とする。
 - (4) この法人が認める学術誌等で生殖に関連した10編以上の学術論文（共著可、ただしそのうち2編は筆頭著者）およびこの法人あるいは関連学会で10回以上の演題発表（共同発表可、ただしそのうち2回は発表者）がある者
 - (5) この法人が実施する生殖医療従事者講習会を受講している者
 - (6) この法人が実施する専門医制度試験に合格している者
 - (7) 生殖医療専門医として適切な知識、品位と倫理性を備えている者
- 第2条 認定の審査は生殖医療従事者資格制度委員会（以下委員会）において行い、理事会において認定する。
- 2 この法人は、各年度の初頭に、審査日程、申請の手続き方法、認定方法、審査料、その他等について、適当な方法で公示する。
- 第3条 認定審査希望者は、次の各号に掲げる書類に受験料を添えて申請する。
- (1) 専門医認定申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 専門医試験合格証
 - (4) 従事者講習会参加証明書
 - (5) 生殖医療に関する臨床研修証明書
 - (6) 医師免許証写し
 - (7) 産婦人科専門医あるいは泌尿器科専門医証の写し
- 第4条 審査は年1回実施する
- 2 委員会における審査は、書類審査による。
- 3 委員会は審査結果を理事会に報告するとともに、合否を申請者に通知する。

4 登録料は 50,000 円とする。

第 5 条 理事会は委員会からの報告を受けて専門医を認定し、生殖医療従事者原簿に登録するとともに、適当な方法で公示する。

【第 2 章 生殖医療臨床研修施設】

第 6 条 生殖医療の臨床研修を行なうため、臨床研修施設を置く

第 7 条 臨床研修施設は医育機関の産婦人科あるいは泌尿器科、および生殖医療専門医が常勤として従事している施設とする

2 臨床研修施設の認定は生殖医療従事者資格制度委員会が行なう

3 臨床研修の達成度は、別途定める様式に従い、医育機関においては診療責任者、またその他の施設においては生殖医療専門医が証明する。

【第 3 章 生殖医療従事者講習会】

第 8 条 専門医を申請する者は、申請年度にこの法人が実施する生殖医療従事者講習会に出席しなければならない。

2 参加料は 10,000 円とする

【第 4 章 専門医試験】

第 9 条 専門医を申請する者は、申請年度にこの法人が実施する専門医試験を受験し、合格しなければならない。

第 10 条 試験は、筆記試験および面接試験を行うこととし、試験問題は委員会で作成する。

第 11 条 委員会は可否を申請者に通知する。

第 12 条 専門医試験は年 1 回実施する。

2 受験料は 20,000 円とする。

【第 5 章 資格の更新】

第 13 条 専門医の資格は 5 年ごとに更新するものとする。但し、別項で定める場合はこの限りではない。

第 14 条 更新の審査は委員会で行う。

第 15 条 資格の更新には、この法人が主催する全国あるいは地方学術集会及び生殖医療従事者講習会、およびこの法人が認定する関連学会の主催する研修会で 5 年間に 150 単位以上取得することを必要とする。

2 各々の研修会での取得単位数は別途定める。

3 出席単位数の証明、管理については別途定める。

4 本条第 1 項の条件を一部満たさない場合は、以下の各号を資格更新

参考条件とすることができる。

- (1) 関連国際学会出席
- (2) 学術論文・学術著書・学会発表

5 5年間に継続した生殖医療の診療実績を有するものとする

第16条 認定の更新を希望する専門医は、認定更新申請書に審査料を添えて委員会に申請する。

2 更新審査料は20,000円とする。

第17条 更新の審査は書類審査による。

2 審査は年1回実施する。

第18条 更新期限内に条件を満たすことができなかった場合は、委員会が妥当と認めた事由がある場合に限り、更新期限を原則として一年に限り延長することができる。

【第6章 資格の喪失】

第19条 専門医は、次の各号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 医師の資格を失った場合
- (2) 産婦人科専門医あるいは泌尿器科専門医の資格を失った場合
- (3) この法人の会員の資格を失った場合
- (4) 専門医の資格を辞退した場合
- (5) 資格が更新されなかった場合
- (6) 生殖治療を行わなくなった場合

第20条 この法人は、専門医が次の各号のいずれかに該当するとき、委員会で審査を行い、理事会の議を経て、その資格を喪失させることができる。

- (1) 認定及び更新の申請に際して、虚偽の記載など、不正の行為があった場合
- (2) 専門医としてふさわしくない行為があった場合

第21条 第19条及び第20条の規定により専門医の資格を喪失した者は、喪失の事由が消滅したとき、再び認定を申請することができる。

第22条 規約第19条及び第20条により専門医資格を喪失したものは、専門医証をこの法人に返還しなければならない。

2 理事会は、登録原簿に資格喪失の事由を記載の上登録を抹消し、その旨を本人に通知する。

【第7章 補則】

第23条 一旦納入された審査登録料の返還は行わない。

第24条 本細則はこの法人の理事会の承認を得なければ変更することができない。

-附則-

第 1 条 本細則は平成 14 年 10 月 3 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日改定

平成 20 年 3 月 7 日改定

平成 22 年 6 月 4 日改定

平成 22 年 7 月 5 日改定

平成 22 年 9 月 13 日改定